## あわら市上下水道事業包括的民間委託業務に関する質問事項及び回答

あわら市上下水道事業包括的民間委託業務公募型プロポーザル実施要領等に関する質問事項及び回答は次のとおりです。

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	(付表 2) 芦原温 泉上水道財産区水 道事業包括的民間 委託に係る参考資 料	検定満期メーター交換情報管理及 びメーター在庫管理業務(簡易)の 具体的な業務内容をご教示くださ い。	検満メーター交換業者へのメーター受け 渡しや受発注は財産区職員にて行いま すが、年度末のメーターたな卸業務を想 定しています。
2	(付表 2) 芦原温 泉上水道財産区水 道事業包括的民間 委託に係る参考資 料	開閉栓や滞納整理業務などを含め 水道会館に業務従事者を常駐させ ず、あわら市様にて業務従事してい る受託職員が、水道会館に立ち寄 り、開閉栓情報や滞納者情報の把握 の上、業務実施するような形でよい でしょうか。	水道会館での窓口は財産区職員で行う ことを想定します。そのため、毎日指定時間に訪問していただき、必要書類を入手 の上、開閉栓を含む業務を実施していたければと考えます。
3	(付表 2) 芦原温 泉上水道財産区水 道事業包括的民間 委託に係る参考資 料	会計予算、決算支援業務の具体的な業務内容をご教示ください。	決算については、決算仕訳伝票の入力、 固定資産登録、決算書ひな形の作成を 想定します。 予算については、予算仕訳の入力と予算 書ひな形の作成を想定します。 ※日常伝票、決算統計入力、予算要求 額入力は含んでいません。
4	<ul><li>(要求水準書)第</li><li>3章 業務要求水準 統括マネジメント業務(5)</li></ul>	各種調査依頼に関わる資料作成支 援の具体的な業務はどのようにお 考えでしょうか。	業務範囲については、給水人口調査、水 道統計、決算統計の資料整理、情報入 力などのデータ整理、情報収集などを想 定しています。
5	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第34条 水 道施設運転管理等 支援業務(2)	6) 受託者は、運転管理上必要な除 雪を行うこと。の範囲はどのように お考えでしょうか。	対象となる施設内通路とそこまでの道路 を想定しています。業務が遂行できる範 囲をお考え下さい。そのため、幹線道路 などの除雪は除外となります。

7	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 営業業務 (5) (要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第34条 水 道施設運転管理等 支援業務(2)	業務に必要な定型の印刷物は委託者が調達するとありますが、印刷物は納付書、督促状、検針票、検針のお知らせハガキ、送付用の封筒など営業業業務に関わる印刷物すべてという認識でよろしいでしょうか。  5)受託者は、残留塩素濃度、配水量を確認・記録するとともに、分析して委託者と共有すること。とは具体的にどのような運用手順をお考えでしょうか。	お見込のとおりです。  クラウド監視システムより配水場のデータを出力し、EXCEL 等で管理、分析することを想定しています。
8	(要求水準書)第 1章 業務概要 第12条 別紙4準備すべ き資器材	業務開始前の引継ぎ期間より委託 者から、必要な資器材で準備すべき ものを協議等で引継ぎ、受託者の判 断で用意すること。について、営業 業務で使用する事務机や社員の更 衣室は借用可能でしょうか。	事務机については、一部不足する可能性があり、別途相談させて頂きたいと思います。更衣室については、女性は準備可、男性は中央監視室を本市職員と共用頂くことを想定しています。
9	(公募要領) 6.6 プレゼンテーショ ン及びヒアリング に関する留意事項 (2)	1 者あたりのプレゼンテーション の持ち時間は 30 分以内について、 会場での準備時間は別と考えてよ ろしいでしょうか。	準備が完了し、本市事務局より開始の通知をしてからの時間計測となります。また、片付けについても時間には含みませんが、速やかな進行にご協力をお願いします。
10	(公募要領) 3.2 参加表明書の提出 (4)	イ①共通資料(・法人税、消費税及 び地方消費税の滞納がないことの 証明書 ・法人市民税、法人都道府 県税、事業所税、固定資産税の滞納 がないことの証明書)について、本 社所在地のみでよろしいでしょう か(委任先は不要とする)。	お見込のとおりです。
11	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第24条 施 設保全計画支援業 務(3)	4)下水道施設における中継ポンプ 及びマンホールポンプを施設台帳 システムに追加整備することとあ りますが、台帳に登録する機器台数 をご提示ください。	中継ポンプで 64 点、マンホールポンプで 288 点を想定しています。
12	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第37条 上 下水道設備保守管 理業務(3)	点検内容については、これまでの委託者の業務の実績を参考にすることとありますが、昨年度の点検仕様書をご提示ください。	令和5年度あわら市上水道設備定期点 検業務仕様書を提示します。 令和6年1月 26 日を閲覧日とさせていた だきますので、8:30 から 17:15 に事務局 までお越しください。

13	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第37条 上 下水道設備保守管 理業務(3)	図書閲覧資料「施設日常点検及び年次点検業務一覧」の中に「下水道施設清掃委託料」の記載もありましたが、要求水準書記載の通り、下水道の定期点検及び清掃業務は委託者が実施することでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
14	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第38条 修 繕業務(1)	年間の修繕費の上限額の記載がありますが、これを超えた場合は別途 協議の上増額も可能でしょうか。	委託者と受託者との協議により対応を決定します。
15	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第24条 施 設保全計画支援業 務(4)	7)の設計図書について、設計書の 積算基準は、下水道用設計標準歩掛 表の最新版の使用でよろしいでし ようか。	お見込のとおりです。
16	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第39条 機 電設備予防保全対 策業務(1)	1)に「令和6年度は委託者が実施する、業務について委託者を支援する」とありますが、具体的な支援内容についてどのようにお考えでしょうか。	支援内容について、設計図書の作成に 係る助言、施設機能停止時における運転 管理人的支援、施設台帳システムへの登 録等を実施いただく予定です。
17	(要求水準書別 紙)別紙1 業務 実施体制(5)	機電設備予防保全対策の業務従事 者について、水道布設工事監督者は 常駐を求められるのでしょうか。	常駐を求めません。事業計画書の作成 及び設計図書の照査が役割となります。
18	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第24条 施設 保全計画支援業務 (3)	上下水道台帳管理において、対象は 機電設備(土建、管路は除外)でよ ろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
19	(要求水準書)第 3章 業務要求水 準 第27条人材 育成支援業務 (2)	「年間の研修計画を作成し年2回 以上研修を実施」とありますが、各 業務において年2回以上実施する という想定でしょうか。	委託業務全体で年2回以上実施すること を想定しています。
20	プロポーザル実施 要領 P3 1.11 許認可等の 取得に関する事項	「~事業者は本市を支援すること。 事業者が自ら行うべき申請・届出に ついては、本市は事業者を支援す る。」とありますが、本市が支援する 項目・事業者が本市を支援する項目 の代表的な項目をご教示ください。	本市が支援する項目は、受託業者が行 う工事・施設管理・料金関係等の関係機 関への申請・届出を想定しています。 事業者が本市を支援する項目は、受託 業者が行う工事・施設管理・料金関係等 申請書類等の作成を想定しています。

21	プロポーザル実施 要領 P3 1.11 許認可等の 取得に関する事項	本業務の類似した業務の実施経験 等は参加資格要件に含まれないの でしょうか。	特に業務の実施経験等は参加条件に含んでいません。
22	プロポーザル実施 要領 P5 3.2 参加表明書の 提出	財務諸表(過去3年間)とありますが、令和2年・令和3年・令和4年の3カ年分と理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
23	プロポーザル実施 要領 P5 3.2 参加表明書の 提出	「(4) イ 次に掲げる資料」に記載 のある証明書・登記簿謄本等は原本 が必要でしょうか。写しで問題ない でしょうか。	写しで問題ありません。
24	プロポーザル実施 要領 P11 6.6 プレゼンテー ション及びヒアリ ングに関する留意 事項	「出席者人数は補助者を含め6人以内とする。」とありますが、事前の出席者リスト等の提出は必要でしようか。	事前の届出は必要ありません。
25	プロポーザル実施 要領 P11 6.6 プレゼンテー ション及びヒアリ ングに関する留意 事項	プレゼンテーションの当日追加の 資料等の配布は可能でしょうか。	プレゼンテーション当日の追加資料の提出は不可となります。
26	要求水準書 P5 第11条	貸与いただく上下水道課(1 F)の 面積等について、図面等を用いてご 教示ください。	貸与予定場所の図面を提示します。 令和6年1月 26 日を閲覧日とさせていた だきますので、8:30 から 17:15 に事務局 までお越しください。
27	要求水準書 P15 (営業業務)	現在、本委託業務に携わっておられ る人数について、その役職及び役割 ごとにご教示ください	検針 13 人(うち検針員 12 人)、料金徴収 2人、開閉栓担当1人、会計担当2人で す。 役職は控えさせていただきます。
28	要求水準書 P16 第43条 窓口業務 (4) ~会計課へ の払込	来庁者の上下水道料金等の支払いは、主に会計課窓口で支払うのか上下水道課窓口で支払うのか。また上下水道課での窓口の月平均支払い件数をご教示ください。	原則、会計課窓口で支払いますが、納付相談等での支払いは上下水道課窓口で 支払うこともあります。上下水道課窓口で の支払いは月1回程度です。

29	要求水準書 P17 第44条 検針業務 (5) ~再検針及 び調査	異常水量及び未検針等の現地調査 の令和4年度の対応件数をご教示く ださい。	1,161 件です。
30	要求水準書 P18 第 47 条 収納業務 (8) 口座振替の 推進	口座振替の登録数を推進する対策 の現状貴市が実施する事例をご教 示ください。	検針票に口座振替推進の案内を記載し ています。
31	要求水準書 P21 第50条 検定満期 メーター (7) メーター在 庫管理	月末に報告するメーター在庫数を 確認するメーター在庫は上下水道 課庁舎内の同一箇所と理解してよ ろしいでしょうか。もしくは庁舎外 に保管場があるのかご教示くださ い。	市役所庁舎内にある倉庫のみでメーターの在庫を管理しています。
32	要求水準書 P24 第62条 末端水質 検査業務	水質検査業務の実施日は、通常の窓 口業務の実施日時と同様の年末年 始を除く、月曜日から金曜日と理解 してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
33	要求水準書 P24 第63条 〜システ ム導入支援業務	「2) 切り替え時支援」で通常の入力 業務の他にシステム導入に対して の入力業務等があるかご教示くだ さい。	
34	要求水準書 P31 別紙4 準備すべ き資器材	準備すべき資器材に記載のない、上下水道課庁舎内で使用する OA 機器や事務机、その他本業務で使用する備品、封筒や印刷物等の費用は貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。また、その他で受託者が用意する備品等があればご教示ください。	本業務実施上で使用する OA 機器等や 印刷物等の費用は本市が負担します。 受託者にて使用する報告書等の費用は 受託者負担となります。
35	プロポーザル方式 評価要領 P1 1審査機関	選定委員会に貴市職員様以外の外 部審査員はいらっしゃいますか。い る場合、職員様との割合をご教示く ださい。	外部審査委員1名を想定しています。割 合については、回答することはできませ ん。

	プロポーザル方式	「選定委員会の委員は、個別の審査	
	   評価要領 P1	項目ごとに評価・評点を行う。」とあ	
	   3 選定方法	りますが、ここでいう「審査項目ご	
	(2)	とに評価・評点を行う」とは、【別紙】	
36	, ,	1 選定基準の「企業実績」を例とし	お見込のとおりです。
		た場合、「経営の健全性」や「実績」	
		の単位で評価・評点を行うという理	
		解でよろしいでしょうか。	
	プロポーザル方式	「選定委員会の委員は、個別の審査	
	   評価要領 P1	項目ごとに評価・評点を行う。」とあ	   委員による具体的な評点方法(評点の
37	3 選定方法	りますが、委員による具体的な評点	   つけ方) について、回答することはできま
	(2)	方法(評点のつけ方)についてご教	   せん。
		示ください。	
	プロポーザル方式	基準点は要求水準による評価点と	
	   評価要領 P1	裁量点の合計とするとありますが、	技術提案書及びプレゼンテーションの内
38	4 選定項目	裁量点はどのような点を評価され	容について、各選定委員の実務経験を
		るのでしょうか。	踏まえ、実効性を勘案し評価します。 
	プロポーザル方式	「企業実績」のうち「経営の健全性」	
	評価要領 P3	については定量評価と推測します	事務局で評価します。
39	別紙 選定基準	が、当該審査項目の評価点のつけ方	評価点のつけ方(基準や計算式等)につ
		(基準や計算式等) についてご教示	いて、回答することはできません。
		ください。	
	プロポーザル方式	「統括マネジメント業務」のうち	
	評価要領 P3	「統括マネジメント業務の考え方	
40	別紙 選定基準	及び独自提案」について、ここでい	In P.M. o. I. below h
40		う「独自提案」とは、要求水準(書)	お見込のとおりです。
		を上回る提案を評価するという意	
		図でしょうか。	
	プロポーザル方式	「その他」として「業務遂行にあた	
	評価要領 P3	っての有効な提案」という審査項目	
	別紙 選定基準	が設定されておりますが、ここでい	
41		う「業務」(対象) に指定や優劣はな	お見込のとおりです。
41		く、本業務のうちいずれの業務を対	る元とのとおりくり。
		象としたものであっても有効な提	
		案であれば評価するという理解で	
		よろしいでしょうか。	
	プロポーザル方式	各項目の要求水準点と裁量点の得	
42	評価要領 P3	点配分は公表頂けないでしょうか。	公表することはできません。
	別紙 選定基準		

43	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	特記事項の記載がない項目はどの ような点をご評価いただけるので しょうか。可能であれば特記事項に	要求水準の業務内容の実効性を評価しますので、追記はできません。
44	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	追記いただければと存じます。 提案書の記載は、【別紙】選定基準に 沿って行うとの理解でよろしいで しょうか。また各項目のページ数も 任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
45	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	提案書(添付が許可いただければ添付資料)と見積書以外が評価の対象となることはないと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 ただし、審査項目の企業実績は参加表 明書提出時の資料が評価対象となりま す。
46	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	「価格」については定量評価と推測しますが、当該審査項目の評価点のつけ方(基準や計算式等)についてご教示ください。また、得点化にあたっては、計算した結果を審査員分合算する形をとるのでしょうか(実質得点差×審査員分)金額以外の得点を審査員の平均化し、金額分の得点を加算する形をとるのでしょうか。	「価格」については定量評価で事務局が得点化します。
47	プロポーザル実施 要領 P1 1.7 委託方式 プロポーザル実施	委託方式について伺います。「責務 はすべて本市の水道技術管理者が 有する」とありますが、水道技術管 理者が実施する「機電設備予防保全 対策業務」における完成検査は、貴 市が実施すると考えてお間違いな いでしょうか。 道路占有許可等の申請は貴市が実	お見込のとおりです。
48	要領 P3 1.11 許認可等の 取得に関する事項	施すると考えてよろしいでしょうか。	道路占用許可等の申請自体は本市が行いますが、書類等の作成のあたっては、 支援をお願いします。
49	プロポーザル実施 要領 P3 2.2 参加 資格要件	プロポーザル実施要領と公告文 (P1)に記載されている参加資格要件に異なる点があります。どちらが正なのでしょうか。	公告文 (P1) に記載されている参加資 格要件を正としてください。

50	プロポーザル実施 要領 P3 2.2 参加 資格要件	「(9)参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。」とありますが、ここでいう「参加を希望する者の間」とは、参加表明者である単独企業又は共同企業体の構成員と他の単独企業又は共同企業体の構成員との間という理解でよろしいでしょうか。 2 社以上のグループ会社が別々の参加表明者(単独企業又は共同企業体の構成員)として本業務に参加することはできないことを規定した要件という理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
51	プロポーザル実施 要領 P3 2.1 技術提案に参 加を表明する者の 構成等	共同企業体協定書のサンプルの公 表がありませんでしたが、任意のも のでよいと考えてよろしいでしょ うか。	任意のもので結構です。
52	プロポーザル実施 要領 P8 3.11 見積上限額	当該見積上限額は、芦原温泉上水道 財産区水道事業分も含めた上限額 でしょうか。	芦原温泉上水道財産区水道事業分は含 みません。
53	プロポーザル実施 要領 P9 5.2 技術提案書の 提出等(4)ウ	芦原温泉上水道財産区分水道事業 分の参考金額について伺います。本 金額は評価の対象となるのでしょ うか。評価の対象となる場合、選定 基準のどちらの項目で評価いただ けるのでしょうか。	評価対象外です。
54	プロポーザル実施 要領 P9 5.2 技術提案書の 提出 (3)	「提出部数は、正本1部と写し 10 部とする。」とありますが、本件は匿名審査となるのでしょうか(写し10 部には企業名や企業を類推できるロゴマーク等は記載しないなどの措置が必要でしょうか)	匿名審査ではありません。
55	プロポーザル実施 要領 P9 5.1 技術提案に係 る提出様式	本編から参照する添付資料は、提案書のページ制限 (P30) に含まれるのでしょうか。また、本編30ページ以外の添付資料をご許可いただいた場合、添付資料は評価の対象となるのでしょうか。	本編30ページ以内の技術提案書のみで 評価します。

	プロポーザル実施	目次はページ制限に含まれるので	
	要領 P9	しょうか。含まれる場合割愛しても	
56	5.1 技術提案に係	よろしいでしょうか。	目次はページ制限に含めません。 
	る提出様式		
	プロポーザル実施	「業務準備期間の費用については、	
	要領 P10	本業務契約者の負担とする。」とあ	
	6.4 本業務の引継	るのは、業務準備期間(引継期間)	
57	ぎ手続き	における委託者、受託者、既存受託	お見込のとおりです。
		者にかかる費用は各々が負担する	
		趣旨という理解でよろしいでしょ	
		うか。	
	プロポーザル実施	「提出された技術提案書等を用い	
	要領 P10 6.6 プレ	て説明することとするので、」とあ	
F0	ゼンテーション及	りますが、技術提案書等の要点をま	ar Atrock
58	びヒアリングに関	とめたパワーポイント等を用意・使	可能です。
	する留意事項	用は可能ですか。	
	(4)		
	あわら市上下水道	口座振替予告書はどのような理由、	   芦原温泉上水道財産区水道事業区域の
	事業包括的民間委	タイミングで送付するものなので	戸原価泉工水道財産区水道事業区域の     下水道使用者に対して、検針票での口
59	託に係る参考資料	しょうか。	下が垣使用有に対して、検針景での口
	(付表 1)口座振		
	替予告書		(こり注)派付ける音を込むしています。
	要求水準書 P1	「本業務は、本要求水準のほか、募	
	序文	集要項等に提示された条件並びに	
60		受託者の提案内容に基づいて行う	「募集要項等」とは、公告文及び実施
00		こと。」とありますが、ここでいう	要領を指します。
		「募集要項等」に含まれるものを確	
		認させてください。	
	要求水準書 P3	「(前略) 基本契約書及び要求水準、	
	(契約期間)第4	その他関係書類(受託者の提案書含	
61	条第1項	む)を含めた本件公示資料一式に従	基本契約について、優先交渉権者決定
61	未另 1 包 		
61	木分 1 次	い業務を実施する。」とあります。	後、協議の上作成します。
61	<b>未</b> 分 1 ′块		後、協議の上作成します。

	要求水準書 P4((業	「業務責任者」について、「【常駐を	
	務実施体制)第6	問わない】」とされているものがあ	
	条第1項	りますが、この場合、本業務への専	
	別紙1 業務実施	<b>従も問わない(あわら市以外の業務</b>	
	体制(4)	を兼務しても構わない)という理解	N. F. N.
62		でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
		専従を問わないという場合、仮に貴	
		市に常駐している場合も別業務に	
		あたれるとの理解でよろしいでし	
		ようか。	
	要求水準書 P4((業	「業務責任者」等【常駐を問わない】	
	務実施体制)第6	場合、どのように業務実態を管理さ	再上し海)を甘るノ米な屋につくばて米な
63	条第1項	れるのでしょうか。	要求水準に基づく業務履行に係る業務
	別紙1 業務実施		モニタリングを実施します。
	体制(4)		
	要求水準書 P4((業	「業務従事者」のうち「機電設備予	
	務実施体制)第6	防保全対策」にある「あわら市水道	
	条第1項	事業給水条例第 48 条」の内容を確	
	別紙1 業務実施	認させてください。	
	体制(5)	もしくは、「あわら市水道事業給水	記載の誤りです。
		条例第 48 条」とあるのは、「あわら	「あわら市水道事業水道の布設工事の
64		市水道事業水道の布設工事の監督	監督及び水道技術管理者に関する条例
		及び水道技術管理者に関する条例	第3条(布設工事監督者の資格)」に基
		第3条(布設工事監督者の資格)」で	づく資格を有することとしてくだい。
		しょうか。	
		(「責務はすべて本市の水道技術管	
		理者が有する」との記載の整合性を	
		確認させてください。)	
	要求水準書 P4((業	「業務従事者」のうち「営業業務」	
	務実施体制)第6	について、「②営業業務の実務経験	
	条第1項	を1年以上有する者が、3分の1以	
65	別紙1業務実施	上となるよう配置すること。」とあ	お見込のとおりです。
	体制(5)	りますが、この場合の分母には検針	
		員(パートタイマー)は含まれない	
		という理解でよろしいでしょうか。	

	要求水準書 P5((業	「受託者が営業業務を実施する場	
	務実施場所)	所は、委託者の施設であるあわら市	
	第 11 条第 1 項	役所上下水道課内(1F)とし(後	
66		略)」とありますが、維持管理業務を	お見込のとおりです。
		実施する場所(維持管理業務の拠	
		点) についてご指定はないという理	
		解でしょうか。	
	要求水準書 P5(受	「受託者が使用するパソコンは、委	
	託者が準備すべき	託者が貸与する。」とありますが、こ	
	資器材)	れは営業業務において使用する特	ショスのしたいづけ、
67	第12条第7項	定のパソコンを貸与いただけると	お見込のとおりです。台数は営業業務で開発している人数分を準備予定です。
		いう理解でしょうか。また、貸与さ	吊紅される人数分を準備了たじり。
		れるパソコンの台数をご教示くだ	
		さい。	
	要求水準書 P7	「委託者と芦原温泉上水道財産区	
	(統括マネジメン	水道事業との間で、サービス水準の	
	ト業務) 第 23 条	統一に努めること。」とありますが、	すべての業務において相違があります。
68	第1項(1)4)	現状においてサービス水準に相違	市に2つの水道事業が存在し、それぞれ
00		があるということでしょうか。ま	の運営形態を有しているとご理解くださ
		た、相違がある場合、何がどのよう	い。
		に異なっているのかご教示くださ	
		V,₀	
	要求水準書 P7	「芦原温泉上水道財産区分水道事	
	(統括マネジメン	業」について伺います。現在対象業	芦原温泉上水道財産区水道事業が現在
	ト業務)第 23 条	務を管理する料金システム・会計シ	利用している料金システム・会計システ
	第1項(1)4)	ステムは、現在上水道事業で稼働す	ムは、現在上水道事業で稼働するもの
		るものと同じものなのでしょうか。	とは別です。
		また、新システム稼働後は、芦原温	新システム稼働後は、同じシステムで
69		泉上水道財産区分と同じシステム	稼働を想定しており、同じネットワー
		を利用するのでしょうか。異なるシ	クにて運用できますが、別データベー
		ステムとなるのでしょうか。異なる	スとなります。
		場合、導入メーカーや使用回線、サ	執務場所は基本的に市役所庁舎とし、
		ーバー等の仕様をご開示ください。	毎日、時間帯を定め財産区水道会館に
		また、現時点での想定する執務場所	訪問することを想定してください。
		についてもご教示ください。	

70	要求水準書 P7 (統括マネジメン ト業務) 第 23 条 第1項(1) 4)	上下水道事業と芦原温泉上水道財産区分水道事業で使用されている「検針のおしらせ」「納入通知書」「口座振替予告書」「口座振替不能通知書」「督促状」「催告書」「給水停止予告書」「給水停止執行書」のサンプルをご教示ください。(両面)	サンプルを提示します。 令和6年1月 26 日を閲覧日とさせていた だきますので、8:30 から 17:15 に事務局 までお越しください。
71	要求水準書 P8(統 括マネジメント業 務) 第 24 条 施設保全 計画支援業務 (3) 4)	「技術的支援」として、「本業務の委託範囲以外の委託者が実施する業務において、委託者が受託者に支援を求めることができること。」とありますが、現時点において受託者に支援を求めたい事項又は受託者に支援を求めることが想定される事項があればご教示ください。	該当する内容がありません。 第 25 条事業運営支援業務(2)のご質問 と判断し回答します。 法改正や事業運営における課題など早 期の対応を求められるものを想定してい ます。
72	要求水準書 P9(統 括マネジメント業 務) 第 27 条 人材育成 支援業務 (2)	「受託者は、年間の研修計画を作成 し年2回以上研修を実施するこ と。」とありますが、ここでいう「年 2回以上実施する研修」は、同条 (1)の研修を指すものでしょう か。	お見込のとおりです。
73	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進 捗管理業務(2)	PI A203 貯水槽清掃率について伺います。現在の貯水槽清掃率をご教示ください。	清掃率の把握はしていません。
74	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進 捗管理業務(2)	PI A205 貯水槽指導率について 何います。現在の貯水槽指導率をご 教示ください。(分母、分母の数値も ご教示ください) 現在の貯水槽指導 の実施主体についてご教示くださ い。	清掃の指導は行っていませんので、把握 はしていません。
75	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進 捗管理業務(2)	PI B609 薬品備蓄日数について 伺います。現在の薬品備蓄日数をご 教示ください。	1ヶ月程度です。
76	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進 捗管理業務(2)	PI B612 給水車保有度についてご教示ください。	給水車は保有していません。

	要求水準書 P9 第	PI C205 料金請求誤り割合(分母/	
77	26条 計画関連進	分子も)をご教示ください。	5/(126,204/1,000)=0.039
	捗管理業務(2)		
	要求水準書 P9 第	PI C126 料金収納率を水道、下水	水道
	26 条 計画関連進	道それぞれで 現年度分(分母/分子	H30 現年度 97.83%、過年度 97.89%
	捗管理業務(2)	も) 過年度1年経過分(分母/分子	R1 現年度 98.57%、過年度 98.52%
		も)をそれぞれ直近5年分程度ご教	R2 現年度 98.70%、過年度 99.68%
		示ください。	R3 現年度 99.86%、過年度 98.80%
78			R4 現年度 99.69%、過年度 98.82%
			下水道
			H30 現年度 91.03%、過年度 49.64%
			R1 現年度 97.72%、過年度 48.37%
			R2 現年度 98.75%、過年度 58.86%
			R3 現年度 99.71%、過年度 58.78%
			R4 現年度 99.41%、過年度 47.46%
	要求水準書 P9 第	PI C127 給水停止割合をご教示く	
79	26条 計画関連進	ださい。	120/(126,204/1,000)=0.95
	捗管理業務(2)		
	要求水準書 P10	本項に記載の「あわら市上下水道事	下水道事業業務継続計画を提示します。
	(危機管理業務)	業業務継続計画」及び「危機管理マ	令和6年1月 26 日を閲覧日とさせていた
80	第28条 基本方針	ニュアル」をご開示いただけないで	だきますので、8:30 から 17:15 に事務局
	(2)	しょうか。	までお越しください。
			水道事業については、現在作成中です
	一声上,淮井 D10	ナカアシュサットコン光を操作用を上げる	ので提示できません。
	要求水準書 P10	本項に記載の「水道危機管理対応マ	
	(危機管理業務)	ニュアル」及び「下水道危機管理対	現在マニュアルとして提示できるのものは
81	第 29 条 危機管理	応マニュアル」をご開示いただけな	ありません。事業継続計画をもとに本市と
	対応マニュアル変	いでしょうか。	協議して作成することを期待します。
	更業務   (1)(2)		
	要求水準書 P11	「業務開始以降加減される施設、設	
	安水水平音 F 11   (上下水道施設維	備も対象とするが、その場合には契	
	持管理業務)	約変更の対象とする。」とあります	
	持官母素榜/   第 33 条 上下水道	が、現時点で計画されている業務期	
	施設維持管理業務	間中の施設・設備の加減はあります	   更新を計画している施設はあります
82	(2)	でしょうか。	が、施設・設備の加減はありません。
	(4)	くしょ丿//*₀	//・、///// / пк // п v // ли // (
		計画がある場合、施設・設備の加減	
		の時期・内容についてご教示くださ	
		い。	
		• 0	

83	要求水準書 P11 (上下水道施設維持管理業務) 第 33 条 上下水道 施設維持管理業務	「前項により新たな費用が発生した場合には、別に委託者が負担する。」とありますが、不可抗力により 受託者に新たに発生した費用のうち、委託者が負担する費用の例をご	委託者から支援のための人員、資材等の 追加を求められた場合を想定していま す。
	(4) 3)	教示ください。	
84	要求水準書 P11 (上下水道施設維持管理業務) 第 34 条 水道施設 運転管理等支援業 務 (2) 1)	「委託者が、運転管理を実施する。 但し、監視システムからの警報等の 通報内容を確認し、機器類故障など の不具合発生時には緊急対応を実 施すること。」とありますが、委託者 による運転管理体制(日勤・交代勤 の勤務体制及び勤務場所など)をご 教示ください。	運転管理体制について、非常時以外は 日勤で市役所庁舎内の中央監視システ ムにより運転を管理します。
		また、監視システムからの警報等の 内容確認と緊急対応を実施するため、受託者は24時間365日の体制 を構築する必要があるという理解 でしょうか。	お見込のとおりです。ただし、緊急性が低い場合には緊急対応は不要とします。
85	要求水準書 P11 (上下水道施設維 持管理業務) 第 34 条 水道施設 運転管理等支援業 務 (2) 3)	「受託者は、契約期間内に1回、各水道施設内の構築物等の点検を行うこと。」とありますが、対象となる「構築物等」を具体的にご教示ください。	「構築物等」とは配水池や電気室等の土木・建築施設を想定しています。
86	要求水準書 P11 (上下水道施設維 持管理業務) 第 34 条 水道施設 運転管理等支援業 務 (2) 4)	「水槽等の清掃が必要な場合、受託 者は、委託者に対し清掃や運転管理 を踏まえた実施方法及びその費用 について提案すること。また、実施 に当たっては、機電設備の運転管理 上の支援を行うこと。」とあります が、水槽等の清掃については委託者 が実施するという理解でよろしい でしょうか。	お見込のとおりです。

	要求水準書 P11	「委託者が、運転管理を実施する。	
	(上下水道施設維	但し、監視システムからの警報等の	
	持管理業務)	通報内容を確認し、機器類故障など	
	第 35 条 下水道施	の不具合発生時には緊急対応を実	
	設運転管理業務	施すること。」とありますが、委託者	
	(2) 1)	による運転管理体制(日勤・交代勤	
0.7		の勤務体制及び勤務場所など) をご	N 04 OFFICE
87		教示ください。	No.84 の回答と同じです。
		また、監視システムからの警報等の	
		内容確認と緊急対応を実施するた	
		め、受託者は24時間365日の体制	
		を構築する必要があるという理解	
		でしょうか。	
	要求水準書 P12 第	リスクについての定義がありませ	優先交渉権者決定後に双方で協議し、
88	37 (2) 2)	んが、どのようにお考えでしょう	業務分担およびリスクの明確化をしたいと
		カ³。	考えています。

	要求水準書 P12	「ポンプ施設については、監視シス	
	上下水道施設維持	テムで受託者が準備するスマート	
	管理業務)	フォンもしくはタブレット端末で	
	第 35 条 下水道施	監視すること。なお、ログインID	
	設運転管理業務	とパスワードは委託者より貸与す	
	(2) 2)	る。」とあります。	
89		・当該システムにより監視を行うポンプ施設を確認させてください。 ・当該システムによりポンプ施設を確認させてが出りのといるでしまりが制御(運転操作)も行うものでしょうか。 ・当該システムによるポンプ施設の監視体制は24時間365日という理解でしょうか。 ・日本が必要と考える人数分を対しまりがあるという理解でしまうか。 ・日本が必要という理解でしょうか。 ・日本では共通のログインIDとのでは共通のログインIDとのでしょうか。 ・日本では共通のログインIDとのでしまりが。 ・日本では共通のは対しまりが、これの使用するにレットフォンスはタブリまでしょうか。 ・日本が、これのはありまでしょうか。	・全てのポンプ施設が対象となります。 ・ポンプ施設の制御(運転操作)も受託者で行っていただきます。 ・監視体制は24時間365日です。 ・IDの貸与数について、人数分の対応を想定しますが、貸与できる数は人数によって金額が変更となる場合があるため、別途協議させていただきます。 ・スマートフォン又はタブレット端末の仕様に指定はありません。
	要求水準書 P12 (上下水道施設保	「上水道施設の機械、電気及び計装 設備等の巡回点検については、重要	重要施設は、第1県水受水場、第2県水
90	全管理業務)	施設6箇所は月2回以上、それ以外	受水場、第3県水受水場、稲荷山配水
	第 37 条 上下水道	の施設 10 箇所は月1回以上とす	場、国影配水場、北潟配水場の6箇所で
	設備保守管理業務	る。とありますが、重要施設6箇所	<del>す</del> 。
	(2) 1)	についてご教示ください。	

	要求水準書 P12	「点検内容については、これまでの	
	(上下水道施設保	委託者の業務の実績を参考にする	
	全管理業務)	こと。(中略) なお、下水道の定期点	
	第 37 条 上下水道	検及び清掃業務については、委託者	   水道の機械、電気及び計装設備の定期
	設備保守管理業務	で実施する。」とあります。機械、電	点検の内容及び下水道の定期点検及び
	(3)	気及び計装設備の定期点検の内容、	清掃業務の内容を提示します。
91		頻度、業務受託者、費用に関する委	令和6年1月 26 日を閲覧日とさせていた
		託者の実績をご教示ください。	だきますので、8:30から17:15に事務局
			までお越しください。
		また、業務実績のうち、令和7年度	0. (40/20 V/20 V
		以降も委託者が実施する下水道の	
		定期点検及び清掃業務について具	
		体的にご教示ください。	
	要求水準書 P13	「受託者は、委託者が示す修繕計画	   修繕計画書は、修繕の計画表を示すもの
	(上下水道施設保	書等に基づき、修理、交換、分解整	   ではなく、各々の修繕を実施するための
92	全管理業務)	備、調整等の修繕を行うこと。」とあ	   様式と理解してください。
	第 38 条 修繕業務	ります。委託者による業務期間中の	   本様式について、契約後に受託者と協議
	(1)	修繕計画書等についてご開示くだ	して作成します。
	再上小淮井 D10	さい。	
	要求水準書 P13	「受託者は、委託者が示す修繕計画	
	(上下水道施設保 全管理業務)	書等に基づき、修理、交換、分解整	
93	第 38 条 修繕業務	備、調整等の修繕を行うこと。」とあ   りますが、受託者は修繕計画にない	修繕計画書は No.92 の回答と同様です。     突発的な修繕についても、修繕計画書の
93	(1)	突発的な修繕についても、第38条	
	(1)	(2) ~ (4) に従い、対応すると	1820 CONCIONADO CONCIONA SE
		いう理解でしょうか。	
	要求水準書 P13	「前年度以前の上限額に未達があ	
	(上下水道施設保	   る場合は、その差額を加算した額を	
	   全管理業務)	   年間の修繕費の上限額とする。」と	
	第 38 条 修繕業務	   ありますが、修繕費は実施の都度、	
	(1)	精算するという理解でしょうか。	
			修繕費は各年度に四半期ごとに支払うこ
94		仮に修繕の実施の有無に関わらず、	とを想定してます。上限額に達しない場
		年間の修繕費の上限額を 12 か月で	合は、最終支払い時に調整します。
		割った金額が委託料として毎月支	
		払われる場合で、最終年度に上限額	
		(業務期間合計) に対して未達があ	
		る場合には、その差額はどのような	
		取扱いとなりますでしょうか。	

	要求水準書 P13	「建築付帯設備等の修繕」とありま	
	(上下水道施設保	すが、「等」に含まれる設備について	
95	全管理業務)	ご教示ください。	外構及び建具を想定しています。
	第 38 条 修繕業務		
	(2) 1)		
	要求水準書 P13	「受託者が修繕に使用する材料等	
	(上下水道施設保	は、修繕を行う時点における法令や	
	全管理業務)	各種標準仕様書の内容を満たし、か	
	第 38 条 修繕業務	つ、性能等が原状と同等以上のもの	
96	(3)	を使用すること。」とありますが、修	お見込のとおりです。
		繕の使用材料等は受託者が調達す	
		るものであり、委託者からの提供さ	
		   れるものはないという理解でしょ	
		うか。	
	要求水準書 P13	「受託者は、対象施設や設備の破損	
	(上下水道施設保	  や故障、不具合を確認し修繕を実施	
	全管理業務)	   するには、修繕費を見積りし、修繕	
	第 38 条 修繕業務	費に応じて以下の対応を行うこ	
	(4) 1) 2)	と。」とあり、「1件あたりの修繕費	
		が 50 万円(税抜)未満」の場合と	
97		「1件あたりの修繕費が 50 万円	お見込のとおりです。
		(税抜) 以上」の場合の対応が示さ	
		れておりますが、ここでいう「修繕	
		費が 50 万円(税抜)」は、見積業者	
		から取得した見積金額に受託者の	
		諸経費を乗せた金額を指すという	
		理解でよろしいでしょうか。	
	要求水準書 P13	「受託者は、委託者が承認した各事	
	(上下水道施設保	業年度の事業計画書に従い業務を	てみ光松部(部件))。これのは、同様型
	全管理業務)	実施すること。」とありますが、下水	下水道施設(設備)については、国補助
98	第 39 条 機電設備	道施設(設備)について、国補助金	金の金額に合わせて事業計画書を変更
	予防保全対策業務	の有無・多寡によらず、受託者は事	し、それに従って業務(更新)を実施して
	(2) 2)	業計画書に従って業務(更新)を実	いただきます。
		施するという理解でしょうか。	

99	要求水準書 P14 (上下水道施設保 全管理業務) 第 39 条 機電設備 予防保全対策業務 (3)	「業務の実績が、年間上限額未満に なる場合においては、残額の執行に ついて、委託者と協議すること。」と ありますが、機電設備予防保全対策 業務(資本的支出(建設改良費)に て執行する更新)にかかる費用は、 実施の都度、精算するという理解で しょうか。	お見込のとおりです。
100	要求水準書 P14 (上下水道施設保 全管理業務) 第 39 条 機電設備 予防保全対策業務 (8)	「マンホールポンプの更新の場合、 設計基準書により作成の必要がある場合がある」とあります。設計基 準書をご開示いただけないでしょ うか。	契約後に受託者に開示します。
101	要求水準書 P14 (ユーティリティ 管理業務) 第 40 条 薬品類調 達在庫管理業務 (仕様規定) (1)	「年間の薬品類の調達に係る上限額は、994千円(税抜)とする。」とありますが、年間の上限額を超えて薬品類の調達が必要になる場合には委託者が調達するという理解でしょうか。	お見込のとおりですが、残留塩素濃度を 見ながら塩素注入量を調整する等、薬品 類の使用量が少なくなるよう努めてくださ い。
102	要求水準書 P15 (ユーティリティ 管理業務)	「光熱水の使用量及び使用料金の管理」とあることから、受託者は光熱水の使用量及び使用料金の管理のみであり、光熱水の使用料金は委託者が負担する(支払う)という理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
103	<ul><li>(ユーティリティ 管理業務)</li><li>第 41 条 システム 利用料等管理業務 (3)</li></ul>	「(前略)業務期間中の施設数の増減も本業務の対象とする。」とあります。業務期間中の施設数の増減について、貴市の計画又は想定をご教示ください。	更新を計画している施設はあります が、施設数の増減はありません。
104	要求水準書 P15 (営業業務)第 42 条 一般事項 (2)	芦原温泉上水道財産区分水道事業 使用者で下水道を滞納している方 は何契約ありますか。また未納金額 の合計もご教示ください。	約 65 契約、未納金額約 63,700,000 円です。

	要求水準書 P15	現在の芦原温泉上水道資産区分と	
	(営業業務)第 42 条	の検針データのやり取りについて	田大は) コマル目で カナ巫匠1 上
105	一般事項(2)	伺います。どのような形で検針デー	現在はメールで水量データを受領しま
		タを受領していますか。新システム	す。新システム移行後は、システム上の
		に移行された場合どのような形で	操作により受領が可能となる予定です。
		の検針データ授受をお考えですか。	
	要求水準書 P16	①現在の閉栓中のメーター数と閉	①現在閉栓中のメーター数は約2,500件
	(営業業務)第 42 条	栓時も検針の対象となるメーター	です。閉栓時も検針の対象となるメータ
	一般事項(3)	についてご教示ください。	ーは集合住宅及び給水停止中のメータ
106	2)	②「(市営住宅及び一部集合住宅は	ーの一部です。
		除く)」とありますが、どのような理	②市営住宅等は入退去を市で管理して
		由から除かれているのでしょうか。	いたり、入退去が頻繁ではない等の理由
			により、除いています。
	要求水準書 P17 第	異常水量調査を行う際の基準とな	前回の水量から20㎡の増減を閾値として
107	44条検針業務	る閾値をご教示ください。	います。
	(5)		v . 4 y .
	要求水準書 P20 第	検定満期の交換業務について伺い	
	50条 検定満期メ	ます。毎年何月から何月まで実施し	
108	ーター交換情報管	ているのでしょうか。	7月から12月までで実施しています。
	理及びメーター在		
	庫管理業務		
	要求水準書 P20 第	交換施行事業者からくるデータは、	
	50条 検定満期メ	CSV やエクセルなどの電子データ	  現在はペーパーをもとに手入力していま
109	ーター交換情報管	として一括取り込みができるので	す。新システムでは一括取り込みができ
	理及びメーター在	しょうか。	るようになる予定です。
	庫管理業務	又はペーパーで受領するのでしょ	
		うか。	
	要求水準書 P21	(2) 2) ~ 4) 給水装置に係る問	  本市の給水装置工事施工基準書はあり
	第 52 条水道給水	合せについて、問い合わせに回答す	   ませんので、公益財団法人給水工事技
110	施設窓口業務	るための給水装置工事施工基準書	   術振興財団発刊の給水装置工事技術指
		はありますでしょうか。また、何年	針を準拠してください。
		度改訂でしょうか。	
	要求水準書 P21	施工基準等以外のイレギュラーな	
111	第 52 条水道給水	案件については、職員さまのご対応	お見込のとおりです。
	施設窓口業務	と考えてよろしいでしょうか。	
	要求水準書 P22	(2) 2) 占用申請書作成とありま	占用で作成する書類とは、占用申請書、
112	第 54 条給水装置	すが、占用で作成する書類をご教示	位置図、平面図、断面図、交通規制図等
	工事申請に伴う占	ください。	です。
	用申請書作成業務		

113	要求水準書 P22 第 54 条給水装置 工事申請に伴う占 用申請書作成業務	(2)3)占用申請書発送について、 市、県、国で発送方法がそれぞれ違 うのでしょうか、また、それぞれの 発送方法をご教示ください。	現時点では、市は市役所庁舎内のため 持参、県は持参もしくは郵送、国は電子 申請となっています。
114	要求水準書 P23 第 61 条 下水道接 続推進に関する業 務	現在の下水道接続推進に関する世帯数とおおよその世帯数別にご教示ください。 また、汚水処理方式別の未接続世帯についてもご教示ください。	接続推進世帯数は約 500 世帯で、現在 の汚水処理方式は浄化槽が約 350 世帯 で、汲み取りが約 150 世帯です。
115	要求水準書 P23 第 61 条 下水道接 続推進に関する業 務	契約期間内で共用開始する地区は ありますか。ある場合の対象戸数を ご教示ください。	契約期間内で供用開始する地区はあります。対象世帯は約20戸です。
116	要求水準書 P24 第 61 条 下水道接 続推進に関する業 務	下水道接続推進対象家屋データの 現在の管理方法についてご教示く ださい。 また、対象家屋への接続促進方法に ついて現在の運用をご教示くださ い。(訪問・架電頻度や未接続理由の 分類等)	エクセルデータにて年1回、水道料金システムと住基データを突合し管理しています。 接続促進方法については、年に一度、訪問により接続啓発活動を行い、未接続理由について聞き取りを行っています。
117	要求水準書 P24 第 63 条 会計、 料金システム導入 支援	①平衡稼働の実施期間についてご 教示ください。 ②データ移行を含む開発スケジュ ールについてご教示ください。 ③料金の日割り計算式のパターン をご教示ください。	年1月から3月でデータ移行を予定して
118	要求水準書 P26 別 紙実施体制(5)	あわら市水道事業給水条例第 48 条では令和 3 年 4 月 1 日施行分では第 44 条までしかないように見受けられますが、いかがでしょうか。	記載の誤りです。 あわら市水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例第 3条(布設工事監督者の資格)として ください。
119	要求水準書 P27 別 紙実施体制	排水設備工事責任技術者の配置に ついてですが、福井県の排水設備工 事責任技術者の受験資格が、排水設 備工事の「設計」「施工」のみとなっ ており、本委託業務を通じた資格取 得が困難です。 他都市の排水設備工事責任技術者 の資格でもよろしいでしょうか。	契約時には構いませんが、可能であれば 受託期間中に取得していただくことを希 望します。

120	要求水準書 P31 別 紙 4	①業務で必要な駐車場はご貸与いただけますか。 ②貸与品リストをご教示ください。 (執務場所、除雪機等)また、有償となるものについては月額金額をご教示ください。	①公用車駐車場を予定しています。 ②要求水準書第11条業務実施場所をご 確認ください。貸与品は無償で記載外で は什器で、不足の場合は受託者で準備 してください。
121	その他	本業務にはコンサルタント業務とのハザマにあるような業務を含んでいるかと存じますが、関連する業務の中で引き続きコンサルタントに発注する業務についてご教示ください。(EX:ストックマネジメント、アセットマネジメント作成業務、経営支援業務等)	経営戦略やストックマネジメント、アセットマネジメント作成業務はコンサルに発注することを想定していますが、支援する業務については、受託者において判断願います。